

○富山市児童館条例

平成17年4月1日

富山市条例第143号

改正 平成17年9月30日富山市条例第320号

平成18年9月26日富山市条例第60号

平成19年3月26日富山市条例第12号

平成20年3月26日富山市条例第15号

平成21年3月23日富山市条例第12号

平成22年9月28日富山市条例第48号

平成23年12月21日富山市条例第41号

平成24年6月29日富山市条例第30号

平成27年3月26日富山市条例第18号

平成30年9月27日富山市条例第52号

令和2年6月26日富山市条例第39号

(設置)

第1条 本市に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、富山市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
1	富山市立五福児童館	富山市五福4431番地1
2	富山市立北部児童館	富山市蓮町一丁目4番11号
3	富山市立山室児童館	富山市高屋敷573番地5
4	富山市立蜷川児童館	富山市下堀77番地7
5	富山市立水橋児童館	富山市水橋中村町240番地11
6	富山市立中央児童館	富山市新富町一丁目2番3号

7	富山市立星井町児童館	富山市星井町二丁目7番11号
8	富山市立東部児童館	富山市石金一丁目5番37号
9	富山市立大沢野児童館	富山市高内64番地
10	富山市立大久保児童館	富山市下大久保2433番地1
11	富山市立婦中中央児童館	富山市婦中町速星750番地2
12	富山市立神保児童館	富山市婦中町上吉川403番地1
13	富山市立山田児童館	富山市山田中瀬106番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童館の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間等)

第5条 児童館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第6条 児童館を利用できる者は、18歳未満の児童とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、正当な理由なく児童館の利用を拒み、又は制限

してはならない。ただし、指定管理者が児童館の管理上利用させることが不相当と認めた者に対しては、その利用を拒み、又は制限することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市児童館条例（昭和45年富山市条例第29号）、大沢野町児童館条例（平成14年大沢野町条例第4号）、大山町児童館設置条例（昭和41年大山町条例第18号）、婦中町立児童館設置条例（昭和58年婦中町条例第9号）又は山田村児童館設置条例（平成13年山田村条例第15号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第320号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日富山市条例第60号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日富山市条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日富山市条例第15号）

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日富山市条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日富山市条例第48号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 21 日 富山市条例第 41 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日 富山市条例第 30 号）

この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日 富山市条例第 18 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 27 日 富山市条例第 52 号）

この条例は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 6 条（見出しを含む。）の改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日 富山市条例第 39 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表富山市立中央児童館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	開館時間	休館日
富山市立中央児童館	午前 10 時から午後 6 時まで	(1) 毎月（8 月及び 12 月を除く。）の第 3 火曜日 (2) 2 月の第 3 火曜日の翌日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
富山市立中央児童館以外の児童館	(1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和
23年法律第178号）に規定する休日をいう。